

## 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活問題による自殺者が年間 7,000 人に達し、自己破産者が年間 18 万人を超える、多重債務者も 200 万人を超えると言われるなど深刻化する多重債務問題を解決するため、2006 年 12 月に改正貸金業法が成立し、2010 年 6 月までに出資法の上限金利の引き下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育の強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んだ結果、多重債務者が大幅に減少し、着実にその成果を上げつつある。

一方、改正貸金業法の完全施行を目前に控え、消費者金融の成約率が低下していることや資金調達が制限された中小事業者の倒産が増加していることなどを理由に、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める声が出ている。

しかし、2008 年も経済・生活問題による自殺者は 7,000 人を超えており、自己破産者も前年より減少したとはいえ 12 万 9,000 人に達している。貸金業者に対する不十分な規制のもとに商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、多重債務問題が深刻化したという改正貸金業法制定の経緯にかんがみれば、改正貸金業法の完全施行の先延ばしや貸金業者に対する規制を緩和することは、多重債務対策の各種取り組みの成果を無にし、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招くものであり許されない。今、多重債務対策として必要とされる施策は、新たな借り入れを行いやすくすることではなく、相談体制の拡充、セーフティーネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

よって、国に対し、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の解決が、今年 9 月に発足した消費者庁の喫緊の課題であることも踏まえ、下記の施策を講ずることを強く要望する。

### 記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 地方自治体における多重債務相談体制の整備のため、相談員の人事費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月22日

鳥取市議会議長 中島規夫

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣 様  
国家公安委員会委員長  
内閣府特命担当大臣  
(金融)  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)